

別海町農業委員会議事録

(令和5年9月29日)

○開催日時 令和5年9月29日(月)
午前10時00分から午前11時15分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|-------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第1号 | 農地等あっせん結果の報告について(農業経営基盤強化促進法) |
| 日程第 2 | 報告第2号 | 農地等あっせん結果の報告について(別海町農地移動適正化あっせん基準) |
| 日程第 3 | 報告第3号 | 農地法第5条の許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第4号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 5 | 議案第1号 | 農地法第18条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 6 | 議案第2号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 7 | 議案第3号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第4号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第5号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第6号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |

○出席委員（26名）

会 長 27番 信 夫 重 勝
会 長 代 理 26番 加 藤 真 純

1番	羽 石 健 一	2番	加 藤 祐 介
3番	芳 賀 均	4番	阿 部 浩
5番	石 森 裕 治	6番	阿 石 毛 剛
7番	押 田 賢 二	8番	山 田 良 雄
9番	木 幡 誠	10番	佐々木 實
11番	竹 花 智 子	12番	猿 谷 忠 義
13番	畠 山 友 子	14番	市 川 義 晴
15番	藤 田 浩 夫	16番	市 石 昌 春
17番	及 川 哲 正	19番	石 齊 藤 一
20番	岸 本 正 明	21番	伊 藤 英 敏
22番	豊 島 千 秋	23番	伊 目 黒 夫
24番	岡 崎 知 暢	25番	大 内 剛 光

○欠席委員（1名）

18番 小 島 敏

○農業委員会事務局出席職員

事 務 局 事 務 局 長	川 畑 智 明
総 務 担 当 主 幹	大 山 晋 作
農 地 調 整 担 当 主 査	志 渡 正 勝
農 地 調 整 担 当 主 任	川 原 浩 貴
農 地 調 整 担 当 主 事	加 藤 智 也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

5番 石 森 裕 治 6番 石 毛 剛

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝 ⑩

議席 5 番 石 森 裕 治 ⑩

議席 6 番 石 毛 剛 ⑩

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告4件、議案6件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第4回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は26名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては、18番小島委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。5番石森委員、6番石毛委員。以上2名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号

○議長（信夫会長）

日程第1 報告第1号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主査）

報告第1号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第16条の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で20件ございます。1号から9号までにつきましては、農地所有者から所有権の移転に係るあっせんの申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、さらに将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いました。双方の同意が得られず不成立となったものであります。10号、15号につきましては、双方の同意が得られたため、成立となったものです。今後の取り扱いについては後の議案第2号で提案し御審議いただく予定です。11号から14号につきましては、本年8月総会で報告をさせていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係規定に基づき町長に対し買入れ協議の要請

に取り組んだところ、この度、協議が整う運びとなったものです。今後の取り扱いについては後の議案第6号で提案し御審議いただく予定です。16号から20号につきましては、農地売買等事業により北海道農業公社が買入れた土地について一時貸付けを行う内容です。旧所有者については16号が[]さん、17号が[]さん、[]さん、18号が[]、19号が[]さん、20号が[]さんとなっております。今後の取り扱いについては後の議案第6号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、[]一外[]筆、計[] m^2 。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、山田委員外7名。あっせん結果、不成立。

次号から第15号までのあっせん候補者につきましては同文ですので、朗読を省略いたします。

第2号、あっせん対象地、[]一外[]筆、計[] m^2 。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、不成立。

第3号、あっせん対象地、[]一外[]筆、計[] m^2 。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、同上。あっせん結果、不成立。

第4号、あっせん対象地、[]一外[]筆、計[] m^2 。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、同上。あっせん結果、不成立。

第5号、あっせん対象地、[]一外[]筆、計[] m^2 。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、同上。あっせん結果、不成立。

第6号、あっせん対象地、[]一外[]筆、計[] m^2 。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、同上。あっせん結果、不成立。

第7号、あっせん対象地、[]一外[]筆、計[] m^2 。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、不成立。

第8号、あっせん対象地、[]一外[]筆、計[] m^2 。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、同上。あっせん結果、不成立。

第9号、あっせん対象地、[]一外[]筆、計[] m^2 。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、羽石委員外5名。あっせん結果、不成立。

第10号、あっせん対象地、[]一外[]筆、計[]

㎡。農地の所有者、 番地の 、 。あつせん委員、大内委員外5名。あつせん結果、成立。あつせん価格、売買で 円。

第11号、あつせん対象地、 ー 外 筆、計 ㎡。農地の所有者、 番地の 、 。あつせん委員、羽石委員外5名。あつせん結果、成立。あつせん価格、売買で 円。

第12号、あつせん対象地、 ー 外 筆、計 ㎡。農地の所有者、 番地の 、 。あつせん委員、羽石委員外4名。あつせん結果、成立。あつせん価格、売買で 円。

第13号、あつせん対象地、 ー 外 筆、計 ㎡。農地の所有者、 番地の 、 。あつせん委員、羽石委員外5名。あつせん結果、成立。あつせん価格、売買で 円。

第14号、あつせん対象地、 ー 外 筆、計 ㎡。農地の所有者、 番地の 、 。あつせん委員、同上。あつせん結果、成立。あつせん価格、売買で 円。

第15号、あつせん対象地、 ー 外 筆、計 ㎡。農地の所有者、 番地の 、 。あつせん委員、同上。あつせん結果、成立。あつせん価格、売買で 円。

第16号、あつせん候補者、 番地の 、 。あつせん対象地、 ー 外 筆、計 ㎡。農地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あつせん委員、山田委員外8名。あつせん結果、成立。あつせん価格、賃貸借で年間 円。

次号から第20号までの農地所有者につきましては同文ですので、朗読を省略いたします。

第17号、あつせん候補者、 番地の 、 。あつせん対象地、 ー 外 筆、計 ㎡。あつせん委員、同上。あつせん結果、成立。あつせん価格、賃貸借で年間 円。

第18号、あつせん候補者、 番地の 、 。あつせん対象地、 ー 外 筆、計 ㎡。あつせん委員、芳賀委員外4名。あつせん結果、成立。あつせん価格、賃貸借で年間 円。

第19号、あつせん候補者、 番地の 、 。あつせん対象地、 ー 外 筆、計 ㎡。あつせん委員、芳賀委員外5名。あつせん結果、成立。あつせん価格、賃貸借で

年間 [] 円。

第20号、あっせん候補者、 [] 番地の []、 []。あっせん対象地、 [] - 外 [] 筆、計 [] m²。あっせん委員、羽石委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間 [] 円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。1号から9号につきましては不成立案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。10号から20号までの成立案件につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。10号につきましては17番及川委員、11号から15号につきましては6番石毛委員、16号につきましては7番押田委員、17号につきましては15番藤田委員、18号及び19号につきましては3番芳賀委員、20号につきましては1番羽石委員。

それでは、10号につきまして17番及川委員お願いいたします。

○17番 及川委員

はい、 [] さんですが、今回離れ地を処分するため、北海道農業公社との売買が成立しています。近隣との調整も済んでいます。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、11号から15号につきまして6番石毛委員お願いいたします。

○6番 石毛委員

はい、説明します。11号の [] 地区の [] さんですが、5年以上前に休農されているんですけれども、 [] の [] の構成員に土地を貸していました。今回、北海道農業公社買い上げということで進めております。

12号の [] さんは、この春休農され、保有合理化事業での北海道農業公社買い上げの案件です。

13号と14号の [] さんは親子で、13号の [] さんがお父さん、14号の [] さんが息子さんなんですが、この春休農され、保有合理化事業での北海道農業公社買い上げの案件です。

15号の [] ですが、3年ほど前に同じ [] 地区の [] さんのところに移転していて、残っていた土地を今回売却する案件です。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、16号につきまして7番押田委員お願いいたします。

○7番 押田委員

はい、説明いたします。 [] さんが離農した土地に [] さんが入り、北海道農業公社から5年間の賃貸を受ける案件です。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、17号につきまして15番藤田委員お願いいたします。

○15番 藤田委員

はい、御説明いたします。[]さんと[]さんの土地を合理化事業で、[]さんが5年後の買い取りに向けての賃貸となりますので、よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、18号及び19号につきまして3番芳賀委員お願いいたします。

○3番 芳賀委員

はい、18号は過去に離農した土地で[]が使っていたところに、新規就農が入ることになったことによるあっせんとなります。

19号も、同じく[]さんも今年度[]し、新規就農を予定しておりまして、北海道農業公社にお世話になるということです。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、20号につきまして1番羽石委員お願いいたします。

○1番 羽石委員

はい、御説明いたします。[]さんが昨年末で離農されて、そのあとに[]で研修していた[]さんが新規就農で入ることになりました。5年後の買い取りを目指して頑張っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

報告第1号につきまして委員説明が終わりました。ここで、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主査）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。

本件は1件ございます。農地所有者の申出により、所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第6号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[] - []外筆、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、羽石委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきまして委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては6番石毛委員をお願いします。

○6番 石毛委員

はい、先ほどの報告1号であった[]さんの農地で北海道農業公社が買入れできなかった農地を隣接者である[]さんに買っていただく案件です。よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第3号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和5年7月31日開催の第2回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります8月25日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決報告ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

報告第4号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は16件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしております。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

㎡。契約の内容、契約期間、平成27年6月1日から令和7年6月1日まで。合意解約成立の日、令和5年7月3日。

次号から7号までの借人は同文ですので朗読を省略させていただきます。

第3号、借人、番地の、。解約する土地、外筆、計㎡。
契約期間、同上。

第4号、借人、番地の、。解約する土地、外筆、計㎡。契約の内容、契約期間、平成27年8月3日から令和7年8月3日まで。

第5号、借人、番地の、。解約する土地、外筆、計㎡。契約の内容、契約期間、平成27年6月1日から令和7年6月1日まで。

次号から7号までの契約期間については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第6号、借人、番地の、。解約する土地、外筆、計㎡。

第7号、借人、番地の、。解約する土地、外筆、計㎡。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第6 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第6 議案第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係

る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法附則第3条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第2項の規定により当会は別海町長に対し同項の規定による通知をするよう要請する。

本案は9件ございます。先の報告第1号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。第1号から第9号までは同様の内容となっておりますので一括で御説明いたします。1あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきましては報告第1号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和5年9月15日。2農地中間管理機構を含めた調整の経過、あっせん会議を開催し利用調整を図りましたが、農用地の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(番 委員 一時退席)

それでは、3号につきまして16番石田委員お願いいたします。

○16番 石田委員

はい、説明いたします。 さん名義の農地は既に さんと使用貸借していますが、1筆漏れがあったことから、このたび使用貸借するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の3号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号の3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号の3号を原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、1号、2号及び4号につきまして16番石田委員お願いいたします。

○16番 石田委員

1号から説明いたします。 さんが農地所有適格法人を設立したことに伴い、父である さん名義の農地を法人へ使用貸借するものですので、よろしく申し上げます。

2号を説明いたします。 さん名義の農地は既に さんと使用貸借していますが、1筆漏れがあったことから、このたび使用貸借するものですので、よろしく申し上げます。

4号を説明いたします。 さんと さんの売買ということで、9月14日に現地調査をしてみました。特に問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

議案第3号の1号、2号及び4号の委員説明が終わりました。それでは議案第3号の1号、2号及び4号の質疑を受けたいと思います。何か御質問ご

ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、議案第3号の1号、2号及び4号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第4号

○議長(信夫会長)

日程第8 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(川原主任)

議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[] - []、面積、[] m²。目的、農業用施設建設。計画内容、厩舎外、計[] m²。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、[] 番地の []、[]。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、[] - []、面積、[] m²。目的、農家住宅建設。計画内容、住宅外、計[] m²。転用基準、区分、1種。許可理由、農地法施行規則第38条及び第39条第1号。土地利用計画、農振地。転用者、[] 番地の []、[]。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。それでは現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

1号につきましては、23番目黒委員、2号につきましては、11番竹花委員お願いいたします。

それでは、1号につきまして23番目黒委員お願いいたします。

○23番 目黒委員

説明いたします。先月、現地を及川委員、芳賀委員、事務局と見てまいりました。農業用施設建設ということで、それに応じた必要最小限のスペースと見てまいりましたので、よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして11番竹花委員申し上げます。

○11番 竹花委員

説明いたします。9月14日に伊藤委員と石田委員、事務局で見てきました。申請地は既に建っている住宅に隣接している畑の隅であり、問題ない場所と見てきました。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

議案第4号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第4号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第5号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、 — 外 筆。面積、計 ㎡。契約内容、使用貸借。目的、土、火山灰採取。計画内容、土及び火山灰採取量、計 ㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、 番地の 、 。転用者氏名、

丁目 番地、

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては21番伊藤委員お願いいたします。

○21番 伊藤委員

はい、御説明いたします。9月14日に石田委員、竹花委員、事務局で確認してまいりました。この場所は継続して土、火山灰が採取されている場所で、申請の場所も問題ないとみてまいりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第5号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第5号を原案のとおり許可することに決定し、北海道農業会議への意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者への許可書を交付することといたします。

◎日程第10 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第6号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第6号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により決定を求める。

本案は全部で12件ございます。内訳は所有権の移転が7件、利用権の設定が5件となっております。

所有権の移転の第1号から第6号までは報告第1号と内容が重複いたしま

すので、所有権の移転の内容から朗読いたします。

第1号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和5年10月2日。対価、[]円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和5年11月10日。引渡し
の時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第6号までの利用目的、所有権の移転時期、対価の支払い方法、
対価の支払い期限、引渡し
の時期、当事者間の法律関係については同文です
ので朗読を省略いたします。

第2号、対価、[]円。

第3号、対価、[]円。

第4号、対価、[]円。

第5号、対価、[]円。

第6号、対価、[]円。

所有権の移転の第7号は報告第2号と内容が重複いたしますので、所有権
の移転の内容から朗読いたします。

第7号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移
転時期、令和5年10月2日。対価、[]円。対価の支払い方法、指
定口座に振込。対価の支払い期限、令和5年11月30日。引渡し
の時期、
対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

続いて利用権の設定です。

第1号から第5号までは報告第1号と内容が重複いたしますので、設定す
る利用権から朗読いたします。

第1号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利
用。始期、令和5年10月2日。終期、令和10年7月31日。借賃、年間
[]円。借賃の支払いの方法、毎年、12月10日までに指定
口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から第5号までの利用権の種類、借賃の支払いの方法、当事者間の法
律関係については同文です
ので朗読を省略いたします。

第2号、内容、同上。始期、同上。終期、同上。借賃、年間 []
円。

第3号、内容、牧草畑及び農業用施設用地として利用。始期、同上。終期、
令和10年3月31日。借賃、年間 []円。

第4号、内容、同上。始期、同上。終期、同上。借賃、年間 []
円。

第5号、内容、牧草畑として利用。始期、同上。終期、令和10年7月3
1日。借賃、年間 []円。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の1号から
6号につきましては報告第1号で説明済み、7号は報告第2号で説明済み、

利用権設定1号から5号につきましては報告第1号で説明済みですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、議案第6号につきまして、原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長(信夫会長)

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第4回総会を閉会します。